

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 5月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(1A)発電機本体・補機類に被水跡および設置エリアのピット下部に水たまりが認められたため、当該機器を点検・修理。(H24.6.8掲載[福島第二原子力発電所における東北地方太平洋沖地震後から平成23年度末までの不適合情報について]において、No.1340の不適合を設備毎に分割したため追加発行)	G I	
2	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(1H)発電機本体・補機類に被水跡および設置エリアのピット下部に水たまりが認められたため、当該機器を点検・修理。(H24.6.8掲載[福島第二原子力発電所における東北地方太平洋沖地震後から平成23年度末までの不適合情報について]において、No.1340の不適合を設備毎に分割したため追加発行)	G I	
3	2号機	常用照明分電盤(2TB13)配線用しゃ断器(CKT-7)において、二次側回路に絶縁不良が認められたため、当該配線用しゃ断器を「切」状態にするとともに、対応検討。	G III	
4	2号機	常用照明分電盤(2TB13)配線用しゃ断器(CKT-9)において、二次側回路に絶縁不良が認められたため、当該配線用しゃ断器を「切」状態にするとともに、対応検討。	G III	
5	2号機	常用照明分電盤(2T11)配線用しゃ断器(CKT-6)において、二次側回路に絶縁不良が認められたため、当該配線用しゃ断器を「切」状態にするとともに、対応検討。	G III	
6	2号機	常用照明分電盤(2T12)配線用しゃ断器(CKT-13)において、二次側回路に絶縁不良が認められたため、当該配線用しゃ断器を「切」状態にするとともに、対応検討。	対象外	H25.8.22再審議にてグレード変更 G III → 対象外
7	2号機	固定子巻線冷却水系流量計出口弁または固定子巻線冷却水系流量計バイパス弁において、弁シート部に漏えいが考えられるため、漏えい弁の特定調査を行うとともに対応検討。	G III	